

加須市指定介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則

平成29年1月11日

規則第2号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 元気あっぷ訪問サービスSの事業

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第4条の2・第4条の3）

第3節 設備に関する基準（第4条の4）

第4節 運営に関する基準（第4条の5—第4条の36）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第4条の37—第4条の39）

第3章 元気あっぷ訪問サービスAの事業

第1節 基本方針等（第5条・第6条）

第2節 人員に関する基準（第7条・第8条）

第3節 設備に関する基準（第9条）

第4節 運営に関する基準（第10条—第40条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条の2—第40条の4）

第4章 元気あっぷ通所サービスSの事業

第1節 基本方針（第41条）

第2節 人員に関する基準（第41条の2・第41条の3）

第3節 設備に関する基準（第41条の4）

第4節 運営に関する基準（第41条の5—第41条の13）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条の14—第41条の17）

第5章 元気あっぷ通所サービスAの事業

第1節 基本方針等（第42条・第43条）

第2節 人員に関する基準（第44条・第45条）

第3節 設備に関する基準（第46条）

第4節 運営に関する基準（第47条—第55条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第56条—
第59条）

第6章 雑則（第60条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号及び加須市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年加須市規則第1号。以下「実施規則」という。）に基づき実施する介護予防・生活支援サービス事業のうち、実施規則第4条第1号に規定する指定事業者により実施する事業（以下「指定介護予防・生活支援サービス事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）及び実施規則において使用する用語の例による。

（事業の一般原則）

第3条 指定介護予防・生活支援サービス事業を行う者（以下「指定介護予防・生活支援サービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防・生活支援サービス事業者は、指定介護予防・生活支援サー

ビス事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定介護予防・生活支援サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防・生活支援サービス事業者は、指定介護予防・生活支援サービス事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 元気あっぷ訪問サービスSの事業

第1節 基本方針

第4条 元気あっぷ訪問サービスS（以下「訪問サービスS」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第4条の2 訪問サービスSの事業を行う者（以下「訪問サービスS事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「訪問サービスS事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問サービスSの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 訪問サービスS事業者は、訪問サービスS事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該訪問サービスS事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問サービスSの事業と指定訪問介護の事業とが同

一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問サービスS及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3箇月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は次の各号のいずれかに該当する者であつて、専ら訪問サービスSに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問サービスSの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（加須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年加須市条例第12号。以下「地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
 - (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士
 - (2) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1箇月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者
 - (3) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の省令第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している訪問サービスS事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率

的に行われている場合にあっては、当該訪問サービス S 事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。

- 6 訪問サービス S 事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問サービス S の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 5 条第 1 項から第 4 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 4 条の 3 訪問サービス S 事業者は、訪問サービス S 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問サービス S 事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問サービス S 事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第 3 節 設備に関する基準

第 4 条の 4 訪問サービス S 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問サービス S の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 訪問サービス S 事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問サービス S の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 7 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 4 節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 4 条の 5 訪問サービス S 事業者は、訪問サービス S の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 4 条の 2 3 に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の

サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 訪問サービス S 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（訪問サービス S 事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該訪問サービス S 事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問サービス S 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問サービス S 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問サービス S 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 訪問サービス S 事業者は、第 2 項の規定により第 1 項に規定する重要事項

を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 電磁的方法のうち訪問サービス S 事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た訪問サービス S 事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第 1 項に規定する重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第 4 条の 6 訪問サービス S 事業者は、正当な理由なく訪問サービス S の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 4 条の 7 訪問サービス S 事業者は、当該訪問サービス S 事業所の通常の実業の実施地域（当該訪問サービス S 事業所が通常時に訪問サービス S を提供する地域をいう。以下この節において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問サービス S を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の訪問サービス S 事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 4 条の 8 訪問サービス S 事業者は、訪問サービス S の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無、要支援認定の有効期間、事業対象者の該当の有無等を確認するものとする。

2 訪問サービス S 事業者は、前項の被保険者証に、法第 115 条の 3 第 2 項

の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問サービスSを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第4条の9 訪問サービスS事業者は、訪問サービスSの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請又は基本チェックリストの実施について必要な援助を行わなければならない。

2 訪問サービスS事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第4条の10 訪問サービスS事業者は、訪問サービスSの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第4条の11 訪問サービスS事業者は、訪問サービスSを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問サービスS事業者は、訪問サービスSの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第4条の12 訪問サービスS事業者は、訪問サービスSの提供の開始に際し、

利用申込者が省令第140条の62の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、実施規則第8条第1項に規定する介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を市長に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第4条の13 訪問サービスS事業者は、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントに基づくサービス計画（以下「介護予防ケアプラン」という。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）に沿った訪問サービスSを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第4条の14 訪問サービスS事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第4条の15 訪問サービスS事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第4条の16 訪問サービスS事業者は、訪問サービスSを提供した際には、当該訪問サービスSの提供日及び内容、当該訪問サービスSについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問サービス S 事業者は、訪問サービス S を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 4 条の 1 7 訪問サービス S 事業者は、法定代理受領サービス（法第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 3 項の規定により第 1 号事業支給費が利用者に代わり指定事業者を支払われる場合の当該第 1 号事業支給費に係るサービスをいう。以下同じ。）に該当する訪問サービス S を提供した際には、その利用者から利用料（第 1 号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該訪問サービス S に要する費用の額（当該額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から当該訪問サービス S 事業者を支払われる第 1 号事業支給費を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問サービス S 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問サービス S を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該訪問サービス S に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問サービス S 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービス S を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

4 訪問サービス S 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第 1 号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第 4 条の 1 8 訪問サービス S 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問サービス S に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問サービス

Sの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第4条の19 訪問サービスS事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問サービスSの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第4条の20 訪問サービスS事業者は、訪問サービスSを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問サービスSの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を悪化させたと認められるとき又は要支援状態若しくは要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第4条の21 訪問介護員等は、現に訪問サービスSの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第4条の22 訪問サービスS事業所の管理者は、当該訪問サービスS事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 訪問サービスS事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(第4条の2第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問サービスSの利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握するこ

と。

(2) の 2 地域包括支援センター等に対し、訪問サービス S の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能^{くう}その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第 4 条の 2 3 訪問サービス S 事業者は、訪問サービス S 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 訪問サービス S の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第 4 条の 2 4 訪問サービス S 事業者は、訪問サービス S の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下

この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第4条の25 訪問サービスS事業者は、利用者に対し適切な訪問サービスSを提供できるよう、訪問サービスS事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 訪問サービスS事業者は、訪問サービスS事業所ごとに、当該訪問サービスS事業所の訪問介護員等によって訪問サービスSを提供しなければならない。

3 訪問サービスS事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 訪問サービスS事業者は、適切な訪問サービスSの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第4条の25の2 訪問サービスS事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問サービスSの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 訪問サービスS事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 訪問サービスS事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第4条の26 訪問サービスS事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康

状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問サービスS事業者は、訪問サービスS事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 訪問サービスS事業者は、当該訪問サービスS事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない

(1) 当該訪問サービスS事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問サービスS事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問サービスS事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第4条の27 訪問サービスS事業者は、訪問サービスS事業所の見やすい場所に、第4条の23に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 訪問サービスS事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該訪問サービスS事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(秘密保持等)

第4条の28 訪問サービスS事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問サービスS事業者は、当該訪問サービスS事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問サービスS事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第4条の29 訪問サービスS事業者は、訪問サービスS事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第4条の29の2 訪問サービスS事業者は、第4条の38第2号に規定する訪問サービスS計画の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等の介護支援専門員又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第4条の30 訪問サービスS事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第4条の31 訪問サービスS事業者は、提供した訪問サービスSに係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問サービスS事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問サービスS事業者は、提供した訪問サービスSに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市長が行う報告等の求め又は市の職員からの質問若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問サービスS事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第4条の32 訪問サービスS事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問サービスSに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 訪問サービスS事業者は、訪問サービスS事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問サービスSを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問サービスSの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第4条の33 訪問サービスS事業者は、利用者に対する訪問サービスSの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問サービスS事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 訪問サービスS事業者は、利用者に対する訪問サービスSの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第4条の33の2 訪問サービスS事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問サービスS事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問サービスS事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問サービスS事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の

防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第4条の34 訪問サービスS事業者は、訪問サービスS事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問サービスSの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第4条の35 訪問サービスS事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問サービスS事業者は、利用者に対する訪問サービスSの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第4条の38第2号に規定する訪問サービスS計画

(2) 第4条の16第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第4条の20に規定する市への通知に係る記録

(4) 第4条の31第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第4条の33第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第4条の36 訪問サービスS事業者は、訪問サービスSの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1箇月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に訪問サービスSを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 訪問サービスS事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1箇月以内に当該訪問サービスSを受けていた

者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問サービスSに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な訪問サービスS等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等、他の訪問サービスS事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問サービスSの基本取扱方針)

第4条の37 訪問サービスSは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 訪問サービスS事業者は、自らその提供する訪問サービスSの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問サービスS事業者は、訪問サービスSの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 訪問サービスS事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 訪問サービスS事業者は、訪問サービスSの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問サービスSの具体的取扱方針)

第4条の38 訪問介護員等の行う訪問サービスSの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 訪問サービスSの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的

確な把握を行うものとする。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問サービス S の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下この条において「訪問サービス S 計画」という。）を作成するものとする。

(3) 訪問サービス S 計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。

(4) サービス提供責任者は、訪問サービス S 計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) サービス提供責任者は、訪問サービス S 計画を作成した際には、当該訪問サービス S 計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 訪問サービス S の提供に当たっては、訪問サービス S 計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 訪問サービス S の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 訪問サービス S の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) サービス提供責任者は、訪問サービス S 計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 箇月に 1 回は、当該訪問サービス S 計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該訪問サービス S 計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該訪問サービス S 計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」

という。)を行うものとする。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問サービスS計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問サービスS計画の変更について準用する。

(訪問サービスSの提供に当たっての留意点)

第4条の39 訪問サービスSの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 訪問サービスS事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント(以下「アセスメント」という。)において把握された課題、訪問サービスSの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 訪問サービスS事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 元気あっぷ訪問サービスAの事業

第1節 基本方針等

(基本方針)

第5条 元気あっぷ訪問サービスA(以下「訪問サービスA」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その者の居宅を訪問し、生活援助を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問サービスAの基本的内容)

第6条 訪問サービスAは、65歳以上でひとり暮らしの者又は65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者である利用者の居宅を訪問し、掃除、洗濯、調理等の生活援助（訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日付け厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に定める生活援助をいう。）を行うものとする。

第2節 人員に関する基準

（従事者の員数）

第7条 訪問サービスAの事業を行う者（以下「訪問サービスA事業者」という。）が訪問サービスAの事業を行う事業所（以下「訪問サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者（訪問サービスAの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 訪問サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は訪問サービスS事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は訪問サービスSの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は第4条の2第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第8条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第9条 訪問サービスA事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問サービスAの提供に必要な設備及び備品

等を備えなければならない。

- 2 訪問サービスA事業者が指定訪問介護事業者又は訪問サービスS事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問サービスAの事業と指定訪問介護の事業又は訪問サービスSの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は第4条の4第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

第10条 削除

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第11条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第28条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 訪問サービスA事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（訪問サービスA事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該訪問サービスA事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 訪問サービスA事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問サービスA事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 訪問サービスA事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 電磁的方法のうち訪問サービスA事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た訪問サービスA事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第12条 訪問サービスA事業者は、正当な理由なく訪問サービスAの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスA事業所の通常の事業の実施地域（当該訪問サービスA事業所が通常時に訪問サービスAを提供する地域をいう。以下この節において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の訪問サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第14条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無、要支援認定の有効期間、事業対象者の該当の有無等確かめるものとする。

2 訪問サービスA事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問サービスAを提供するように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第14条の2 訪問サービスA事業者は、訪問サービスAの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請又は基本チェックリストの実施について必要な援助を行わなければならない。

2 訪問サービスA事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第15条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスAの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じ

て、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第16条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスAを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問サービスA事業者は、訪問サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第17条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスAの提供の開始に際し、利用申込者が省令第140条の62の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、実施規則第8条第1項に規定する介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を市長に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第18条 訪問サービスA事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等に沿った訪問サービスAを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第19条 訪問サービスA事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第20条 訪問サービスA事業者は、従事者に身分を証する書類を携行させ、

初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスAを提供した際には、当該訪問サービスAの提供日及び内容、当該訪問サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問サービスA事業者は、訪問サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第22条 訪問サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問サービスAに要する費用の額（当該額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から当該訪問サービスA事業者を支払われる第1号事業支給費を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該訪問サービスAに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

4 訪問サービスA事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費

用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第23条 訪問サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第24条 訪問サービスA事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対する訪問サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第25条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を悪化させたと認められるとき又は要支援状態若しくは要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第26条 従事者は、現に訪問サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第27条 訪問サービスA事業所の管理者は、当該訪問サービスA事業所の従事者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 訪問サービスA事業所の管理者は、当該訪問サービスA事業所の従事者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第28条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第29条 訪問サービスA事業者は、利用者に対し適切な訪問サービスAを提供できるよう、訪問サービスA事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 訪問サービスA事業者は、訪問サービスA事業所ごとに、当該訪問サービスA事業所の従事者によって訪問サービスAを提供しなければならない。

3 訪問サービスA事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 訪問サービスA事業者は、適切な訪問サービスAの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 訪問サービスA事業者は、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 訪問サービスA事業者は、従事者に対し、業務継続計画について周知する

とともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 訪問サービスA事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 訪問サービスA事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 訪問サービスA事業者は、訪問サービスA事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

- 3 訪問サービスA事業者は、当該訪問サービスA事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該訪問サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該訪問サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該訪問サービスA事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第31条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスA事業所の見やすい場所に、第28条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 訪問サービスA事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該訪問サービスA事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第32条 訪問サービスA事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上

知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問サービスA事業者は、当該訪問サービスA事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスA事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽のもの又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 訪問サービスA事業者は、第40条の3第2号に規定する訪問サービスA計画の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等の介護支援専門員又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なのないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第34条 訪問サービスA事業者は、地域包括支援センター等又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第35条 訪問サービスA事業者は、提供した訪問サービスAに係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問サービスA事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問サービスA事業者は、提供した訪問サービスAに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市長が行う報告等の求め又は市の職員からの

質問若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問サービスA事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第36条 訪問サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問サービスAに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するように努めなければならない。

2 訪問サービスA事業者は、訪問サービスA事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問サービスSを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問サービスAの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 訪問サービスA事業者は、利用者に対する訪問サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問サービスA事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 訪問サービスA事業者は、利用者に対する訪問サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第37条の2 訪問サービスA事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問サービスA事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)

を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問サービスA事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問サービスA事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第38条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスA事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問サービスAの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 訪問サービスA事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問サービスA事業者は、利用者に対する訪問サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第40条の3第2号に規定する訪問サービスA計画

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第25条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第40条 訪問サービスA事業者は、訪問サービスAの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1箇月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問サービスAを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 訪問サービスA事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1箇月以内に当該訪問サービスAを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問サービスAに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な訪問サービスA等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等、他の訪問サービスA事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問サービスAの基本取扱方針)

第40条の2 訪問サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 訪問サービスA事業者は、自らその提供する訪問サービスAの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問サービスA事業者は、訪問サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 訪問サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 訪問サービスA事業者は、訪問サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問サービスAの具体的取扱方針)

第40条の3 従事者の行う訪問サービスAの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるも

のとする。

- (1) 訪問サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 従事者又は管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下この条において「訪問サービスA計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 訪問サービスA計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 従事者又は管理者は、訪問サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 従事者又は管理者は、訪問サービスA計画を作成した際には、当該訪問サービスA計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問サービスAの提供に当たっては、訪問サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 従事者又は管理者は、訪問サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1箇月に1回は、当該訪問サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当

該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該訪問サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問サービスA計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 従事者又は管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11) 従事者又は管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問サービスA計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問サービスA計画の変更について準用する。

(訪問サービスAの提供に当たっての留意点)

第40条の4 訪問サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 訪問サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、訪問サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 訪問サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第4章 元気あっぷ通所サービスSの事業

第1節 基本方針

第41条 元気あっぷ通所サービスS（以下「通所サービスS」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又

は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第41条の2 通所サービスSの事業を行う者（以下「通所サービスS事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所サービスS事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所サービスS従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 通所サービスSの提供日ごとに、通所サービスSを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所サービスSの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該通所サービスSを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 通所サービスSの単位ごとに、専ら当該通所サービスSの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 通所サービスSの単位ごとに、当該通所サービスSを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所サービスSの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所サービスSを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該通所サービスS事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所サービスSの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護（地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所サービスS、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上

確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 通所サービス S 事業所の利用定員（当該通所サービス S 事業所において同時に通所サービス S の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）が 10 人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所サービス S の単位ごとに、当該通所サービス S を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該通所サービス S の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 通所サービス S 事業者は、通所サービス S の単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員（第 2 項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第 7 項において同じ。）を、常時 1 人以上当該通所サービス S に従事させなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所サービス S の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の通所サービス S の単位は、通所サービス S であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第 1 項第 1 号の生活相談員又は同項第 3 号の介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

7 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所サービス S 事業所の他の職務に従事することができるものとする。

8 通所サービス S 事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所サービス S の事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項か

ら第7項まで又は地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項から第8項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第41条の3 通所サービスS事業者は、通所サービスS事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所サービスS事業所の管理上支障がない場合は、当該通所サービスS事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第41条の4 通所サービスS事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所サービスSの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該通所サービスSの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所サービスSの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（通所サービス S 事業者が第 1 項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に通所サービス S 以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 通所サービス S 事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護の指定を併せて受け、かつ、通所サービス S の事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 9 5 条第 1 項から第 3 項まで又は地域密着型サービス基準条例第 5 9 条の 5 第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 4 節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

- 第 4 1 条の 5 通所サービス S 事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所サービス S を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所サービス S に要する費用の額（当該額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から当該通所サービス S 事業者を支払われる第 1 号事業支給費を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 通所サービス S 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所サービス S を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所サービス S に要する費用との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 通所サービス S 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - （1） 利用者の選定により通常の実施地域（当該通所サービス S 事業所が通常時に通所サービス S を提供する地域をいう。以下この節において同じ。）以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - （2） 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所サービスSの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とする。

5 通所サービスS事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第41条の5の2 通所サービスS事業所の管理者は、当該通所サービスS事業所の通所サービスS従業員の管理及び通所サービスSの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 通所サービスS事業所の管理者は、当該通所サービスS事業所の通所サービスS従業員にこの節及び次節の規定を順守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第41条の6 通所サービスS事業者は、通所サービスS事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 通所サービスS従業員の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 通所サービスSの利用定員

(5) 通所サービスSの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第41条の7 通所サービスS事業者は、利用者に対し適切な通所サービスSを提供できるよう、通所サービスS事業所ごとに通所サービスS従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 通所サービスS事業者は、通所サービスS事業所ごとに、当該通所サービスS事業所の通所サービスS従業員によって通所サービスSを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 通所サービスS事業者は、通所サービスS従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該訪問サービスS事業者は、全ての通所サービスS従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 通所サービスS事業者は、適切な通所サービスSの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所サービスS従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第41条の8 通所サービスS事業者は、利用定員を超えて通所サービスSの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第41条の9 通所サービスS事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に通所サービスS従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所サービスS事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第41条の10 通所サービスS事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所サービスS事業者は、当該通所サービスS事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所サービスS事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所サービスS従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該通所サービスS事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所サービスS事業所において、通所サービスS従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第41条の10の2 通所サービスS事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 通所サービスS事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所サービスSに関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 通所サービス S 事業者は、通所サービス S 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所サービス S を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所サービス S の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 4 1 条の 1 1 通所サービス S 事業者は、利用者に対する通所サービス S の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 通所サービス S 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 通所サービス S 事業者は、利用者に対する通所サービス S の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 通所サービス S 事業者は、第 4 1 条の 4 第 4 項の通所サービス S 以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第 4 1 条の 1 2 通所サービス S 事業者は、通所サービス S 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 通所サービス S 事業者は、利用者に対する通所サービス S の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 4 1 条の 1 5 第 2 号に規定する通所サービス S 計画

(2) 次条において準用する第 4 条の 1 6 第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第 4 条の 2 0 に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 4 条の 3 1 第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第41条の13 第4条の5から第4条の14まで、第4条の16、第4条の18、第4条の20、第4条の21、第4条の25の2、第4条の27から第4条の31まで、第4条の33の2、第4条の34及び第4条の36の規定は、通所サービスSの事業について準用する。この場合において、第4条の5及び第4条の27中「第4条の23」とあるのは「第41条の6」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所サービスS従業者」と、第4条の21、第4条の25の2及び第4条の33の2中「訪問介護員等」とあるのは「通所サービスS従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所サービスSの基本取扱方針)

第41条の14 通所サービスSは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 通所サービスS事業者は、自らその提供する通所サービスSの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 通所サービスS事業者は、通所サービスSの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 通所サービスS事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 通所サービスS事業者は、通所サービスSの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主

体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所サービス S の具体的取扱方針)

第 4 1 条の 1 5 通所サービス S の方針は、第 4 1 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 通所サービス S の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 通所サービス S 事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所サービス S の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下この条において「通所サービス S 計画」という。）を作成するものとする。

(3) 通所サービス S 計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 通所サービス S 事業所の管理者は、通所サービス S 計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 通所サービス S 事業所の管理者は、通所サービス S 計画を作成した際には、当該通所サービス S 計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 通所サービス S の提供に当たっては、通所サービス S 計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 通所サービス S の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 通所サービス S の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) 通所サービスS事業所の管理者は、通所サービスS計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1箇月に1回は、当該通所サービスS計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該通所サービスS計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所サービスS計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 通所サービスS事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11) 通所サービスS事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所サービスS計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所サービスS計画の変更について準用する。

(通所サービスSの提供に当たっての留意点)

第41条の16 通所サービスSの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 通所サービスS事業者は、サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、通所サービスSの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 通所サービスS事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 通所サービスS事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第41条の17 通所サービスS事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 通所サービスS事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 通所サービスS事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 通所サービスS事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第5章 元気あっぷ通所サービスAの事業

第1節 基本方針等

(基本方針)

第42条 元気あっぷ通所サービスA（以下「通所サービスA」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(通所サービスAの基本的内容)

第43条 通所サービスAは、通所サービスAの事業を行う事業所（以下「通所サービスA事業所」という。）に利用者を通わせ、当該通所サービスA事業所において、前条に規定する必要な日常生活上の支援及び機能訓練（入浴及び食事（実施規則別表4（1）に掲げる単位を算定する場合に限る。）を

除く。)を行うものとする。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第44条 通所サービスAの事業を行う者(以下「通所サービスA事業者」という。)が通所サービスA事業所ごとに置くべき従事者の員数は、通所サービスAの単位ごとに、当該通所サービスAを提供している時間帯に従事者(専ら当該通所サービスAの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該通所サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者(通所サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は通所サービスS事業者の指定を併せて受け、かつ、通所サービスAの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は通所サービスSの事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における通所サービスAと指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は通所サービスSの利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1人以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

2 通所サービスA事業者は、通所サービスAの単位ごとに、前項の従事者を、常時1人以上当該通所サービスAに従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、通所サービスAの従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所サービスAの単位の従事者として従事することができるものとする。

4 前3項の通所サービスAの単位は、通所サービスAであってその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 通所サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は通所サービスS事業者の指定を併せて受け、かつ、通所サービスAの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は通所サービスSの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合につい

ては、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで、地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項から第8項まで又は第41条の2第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第45条 通所サービスA事業者は、通所サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該通所サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該通所サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第46条 通所サービスA事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所サービスAの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該通所サービスAの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所サービスAの提供に支障

がない場合は、この限りでない。

- 4 通所サービスA事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は通所サービスS事業者の指定を併せて受け、かつ、通所サービスAの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は通所サービスSの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、地域密着型サービス基準条例第59条の5第1項から第3項まで又は第41条の4第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

第47条 削除

(利用料等の受領)

- 第48条 通所サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所サービスAに要する費用の額（当該額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から当該通所サービスA事業者を支払われる第1号事業支給費を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 通所サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該通所サービスAに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 通所サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域（当該通所サービスA事業所が通常時に通所サービスAを提供する地域をいう。以下この節において同じ。）以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 通所サービスA事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第49条 通所サービスA事業者は、通所サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所サービスAの利用定員
- (5) 通所サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第50条 通所サービスA事業者は、利用者に対し適切な通所サービスAを提供できるよう、通所サービスA事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 通所サービスA事業者は、通所サービスA事業所ごとに、当該通所サービスA事業所の従事者によって通所サービスAを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでな

い。

3 通所サービスA事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該通所サービスA事業者は、全ての従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 通所サービスA事業者は、適切な通所サービスAの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第51条 通所サービスA事業者は、利用定員を超えて通所サービスAの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第52条 通所サービスA事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所サービスA事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第53条 通所サービスA事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所サービスA事業者は、当該通所サービスA事業所において感染症が発

生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。

(2) 当該通所サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所サービスA事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第53条の2 通所サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 通所サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所サービスAに関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 通所サービスA事業者は、通所サービスA事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所サービスAを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所サービスAの提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第54条 通所サービスA事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 通所サービスA事業者は、利用者に対する通所サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第57条第2号に規定する通所サービスA計画

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的な

サービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第55条 第11条から第19条まで、第21条、第23条、第25条から第27条まで、第29条の2、第31条から第35条まで、第37条から第38条まで及び第40条の規定は、通所サービスAの事業について準用する。この場合において、第11条第1項及び第31条中「第28条」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所サービスAの基本取扱方針)

第56条 通所サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 通所サービスA事業者は、自らその提供する通所サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 通所サービスA事業者は、通所サービスAの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 通所サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 通所サービスA事業者は、通所サービスAの提供に当たり、利用者とのコ

コミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所サービスAの具体的取扱方針)

第57条 通所サービスAの方針は、第42条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 通所サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 通所サービスA事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下この条において「通所サービスA計画」という。）を作成するものとする。

(3) 通所サービスA計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 通所サービスA事業所の管理者は、通所サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 通所サービスA事業所の管理者は、通所サービスA計画を作成した際には、当該通所サービスA計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 通所サービスAの提供に当たっては、通所サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 通所サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 通所サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適

切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(9) 通所サービスA事業所の管理者は、通所サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1箇月に1回は、当該通所サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該通所サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所サービスA計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 通所サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(11) 通所サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所サービスA計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所サービスA計画の変更について準用する。

(通所サービスAの提供に当たっての留意点)

第58条 通所サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 通所サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、通所サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 通所サービスA事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 通所サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制

等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第59条 通所サービスA事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 通所サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 通所サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 通所サービスA事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第60条 指定介護予防・生活支援サービス事業者及び指定介護予防・生活支援サービス事業の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第4条の8第1項(第41条の13において準用する場合を含む。)及び第14条第1項(第55条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行う

ことができる。

- 2 指定介護予防・生活支援サービス事業者及び指定介護予防・生活支援サービス事業の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第21号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第32号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にサービス提供責任者（第4条の2第2項に規定するサービス提供責任者をいう。）の業務に従事している者であって、この規則による改正前の加須市指定介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則第4条の2第4項第3号に該当するものについては、平成31年3月31日までの間は、引き続き当該サービス提供責任者の業務に従事することができる。

附 則（令和3年規則第20号）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この規則による改正後の加須市指定介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（以下「改正後の規則」

という。)第3条第3項、第4条の33の2(改正後の規則第41条の13において準用する場合を含む。)及び第37条の2(改正後の規則第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、改正後の規則第4条の23、第28条、第41条の6及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)に」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第4条の25の2(改正後の規則第41条の13において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第4条の26第3項、第30条第3項、第41条の10第2項及び第53条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の規則第41条の7第3項及び第50条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。